

法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに法務省の所管する法令を実施するため、法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 法務省の所管する法令に規定する手続等（別表の上欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものを除く。）の下欄に掲げる手続等に該当するものを除く。）を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報を通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 次に掲げるものをいう。
- イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名
- ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- ハ 地方公共団体認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
- 二 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するためには作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式

で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を以て使用する用語は、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

第三条 削除（電子情報処理組織による申請等）

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五条 削除（電子情報処理組織による処分通知等）

第六条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第七条 行政機関等は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用して方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法によるものとする。

第八条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられた電子情報処理組織により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等に係る情報を、これについて電子署名を行い、送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、本文に規定する措置に代えてこれによらなければならない。

第九条 前項に規定する者は、行政機関等の定めるところに従い、同項の電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものを送信しなければならない。

第十条 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの

二 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらは、前号の規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定による主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

十一 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えてこれによらなければならない。

第十二条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書きによる主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

二 前号に掲げるもののほか、行政機関等の定める方式

第十三条 一 電子情報処理組織を使用する方法により電子署名を行った者を確認できるものとし、前二号に掲げるものに準ずるものとし、行政機関等の定めるもの

二 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行うことなどをいう。

三 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行うことなどを記録された情報に電子署名を行ふこととする。

四 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

（一）この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

（二）この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（三）この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（四）この省令は、平成十七年一月二八日法務省令第八号

行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

第六条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると行政機関等が認める場合

第七条 行政機関等は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用して方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法によるものとする。

第八条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられた電子情報処理組織により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等に係る情報を、これについて電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行つた行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えてこれによらなければならない。

第九条 前項に規定する者は、行政機関等の定めるところに従い、同項の電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものを送信しなければならない。

第十条 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの

二 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらは、前号の規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定による主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

十一 電子情報処理組織を使用する方法により電子署名を行ふこととする。

二 前号に掲げるもののほか、行政機関等の定める方式

附則（平成二七年二月一四日法務省令第一九号）抄	第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。
附則（平成一七年八月二六日法務省令第八四号）抄	第一条 この規則は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第一号に規定する日から施行する。
附則（平成一七年二月一一日法務省令第一〇六号）抄	第一条 この省令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附則（平成一八年三月三一日法務省令第三一号）抄	第一条 この省令は、会社法の施行の日から施行する。
附則（平成一八年五月三〇日法務省令第七二号）抄	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一九年一月一二日法務省令第五六号）抄	第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
附則（平成一九年九月二八日法務省令第六四号）抄	第一条 この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。
附則（平成一九年九月二八日法務省令第六四号）抄	第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。
附則（平成二三年一〇月一日法務省令三四四号）抄	第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四項
附則（平成二七年二月一五日法務省令第五五号）	第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四項
附則（令和六年五月一四日法務省令第三五号）抄	第一条 この省令は、令和六年六月一日から施行する。
附則（令和六年一月一九日法務省令第一号）	第一条 この省令は、令和六年六月一日から施行する。
附則（令和六年五月二四日法務省令第一号）	第一条 この省令は、令和六年六月一日から施行する。
附則（令和元年一二月一三日法務省令第四三号）	第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年五月十六日）から施行する。